

告 示

埼玉県告示第千二百二十六号

測量計画機関である戸田市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十一月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

戸田市

二 作業種類

公共測量（三次元都市モデル作成）

三 作業地域

戸田市内

四 作業期間

令和四年六月八日から令和五年三月十七日まで